

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成25年7月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

京都市南区西九条西柳ノ内町8番地

きんでん京滋サービス株式会社

取締役社長 太田垣 和己

2 廃止届出年月日

平成25年7月1日

(上下水道局水道部給水課)